

番 号 : 131040

国 名 : ルワンダ

担当部署 : 経済基盤開発部運輸交通・情報通信第二課

案件名 : ICT政策及び民間セクター開発アドバイザー業務

## 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : ICT政策及び民間セクター開発

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2013年11月下旬から2015年11月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 2.00M/M、現地 8.00M/M、合計 10.00M/M

(3) 業務日数 : 下記の表を参照

2013年度

第1次派遣 (2014年1~2月)		
準備 期間	現地 派遣 期間	国内 作業 期間
3	30	2

2014年度

第2次派遣 (2014年5~6月)			第3次派遣 (2014年8~9月)			第4次派遣 (2014年11~12月)			第5次派遣 (2015年2~3月)		
準備 期間	現地 派遣 期間	国内 作業 期間	準備 期間	第3 次 派遣 期間	国内 作業 期間	準備 期間	第4 次 派遣 期間	国内 作業 期間	準備 期間	第5 次 派遣 期間	国内 作業 期間
3	30	2	3	30	2	3	30	2	3	30	2

2015年度

第6次派遣 (2015年5~6月)			第7次派遣 (2015年8~9月)			第8次派遣 (2015年11~12月)		
準備 期間	第6 次 派遣 期間	国内 作業 期間	準備 期間	第7 次 派遣 期間	国内 作業 期間	準備 期間	第8 次 派遣 期間	国内 作業 期間
3	30	2	3	30	2	3	30	2

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、  
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約(単独型)のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
    - ①業務方針の的確性 6点
    - ②業務方法の整合性、現実性等 12点
    - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務<sup>注</sup>の経験 40点
    - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	情報通信政策に係る各種業務
対象国／類似地域	ルワンダ／途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際して義務化されている予防接種はありません。ただし、当国は黄熱汚染国のため、事前の黄熱ワクチン接種を推奨します。

### 6. 業務の背景

ルワンダ国は、国家目標VISION2020において、2020年までに中所得国になることを目標に掲げ、知識ベース社会の実現を目指し、ICTをその鍵と位置づけている。第二次経済開発貧困削減戦略計画(EDPRS 2: Economic Development and Poverty Reduction Strategy 2013-2018)においても公共及び民間の両分野のサービスの質の改善や発展にICTを活用する方向性が明示されている。

現在、1998年から開始された国家ICT戦略計画(NICI: National Information Communication Infrastructure) プロセスは、以下のフェーズを経てNICI3の実施途中である。

- ・NICI1 (2001-2005) (第一期国家ICT戦略・計画 2001-2005) →法制度整備に注力
- ・NICI2 (2006-2010) (第二期国家ICT戦略・計画 2006-2010) →ICTインフラ整備に注力

・NICI3（2011-2015）（第三期国家ICT戦略計画 2011-2015）→ICT利活用に注力

NICI3策定前の2009年、ルワンダはICT分野での人材育成戦略策定のために我が国への支援を要請し、JICAは個別専門家「ICT人材育成アドバイザー」を派遣した（2010年3月から2011年3月）。本専門家の支援を受けつつ策定されたNICI3では、5つのクラスター（①技能開発、②民間セクター開発、③コミュニティ開発、④電子政府、⑤サイバーセキュリティ）を設定し、すでに整備されつつあるICTインフラを有効に活用しルワンダの開発に貢献すること、また、官民連携によるICT利活用を通じ市民サービスを改善することなどが目標に位置づけられた。

ルワンダ政府は、これまでNICI3を実施するために必要な人材育成及び組織強化を主に政府機関を中心に実施してきたが、VISION2020達成には、政府機関のみならず民間セクターの開発及び能力向上が必要であると認識している。JICA専門家「国家ICT戦略・計画実施支援アドバイザー」（2011年7月から2012年12月）の活動期間においても、青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所が積極的に官民連携に係る取組を企画・実施しており、同取組のなかでも、国内初のICT産業インキュベーションセンター（K-Lab）は、上記JICA専門家の支援を得つつ設立されルワンダICT産業振興を促進する一役を担っている。

上記JICA専門家派遣終了後においても、首都キガリにてTransform Africa 2013（2013年10月下旬に実施されるICTイノベーション分野における汎アフリカ国際会議）を国際電気通信連合（International Telecommunication Union: ITU）とともに主催したり、韓国の支援を得つつ新たなICTインキュベーションセンター設立を計画するなど、ルワンダ政府はICT産業育成に積極的に取り組んでいる。

このような背景から、青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所は民間ICTセクターの活動促進のために、各種取組（ICT産業における業界標準ガイドライン及びフレームワークの策定や中小企業のICT活用能力強化など）を実施する計画であるが、そのための具体的計画立案、計画実施監理、モニタリング等に係る能力が十分とはいえず、ICT政策及びICT民間セクター開発分野の専門家派遣による支援を必要としている。

## 7. 業務の内容

本コンサルタントは、VISION2020達成を支援するために NICI3に基づき、青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の政策実施体制を強化するための助言・指導を行うと共に、民間セクターの活性化を促進する取組を支援する。期待される成果は下記のとおり。

- (1) NICI3及びEDPRS2の実施戦略改善
- (2) 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の政策策定・実施能力向上
- (3) ICT産業における業界標準ガイドライン及びフレームワーク（IT人材育成、企業のシステム開発スキルレベル標準等）の策定
- (4) ICT商工会議所と連携した中小企業のICT活用能力の強化
- (5) 高等教育機関におけるイノベーションセンターの設置
- (6) ICT産業と日本企業及び他国企業とのパートナーシップ強化

また、公共分野、民間分野におけるICTの利活用促進を図るために、別途JICAが実

施中の「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ2」との連携も考慮すること。

具体的な業務内容は以下のとおり。

ただし、プロジェクト開始後、カウンターパート（C/P）機関との調整を行い、以下の業務内容の最終的な履行の担保を求めつつ、実施タイミング（何回目の派遣時にどの業務を実施するか）についてはC/P機関の要望・体制を考慮したうえで柔軟に対応することが求められる。また、スタディツアーについては「10. 特記事項」も参照のこと。

(1) 第1次国内準備期間

- ① 「VISION2020」、「NICI3」、「EDPRS 2」を分析し、国家ICT戦略計画の内容を把握する。
- ② 過去のJICA専門家「国家ICT戦略・計画実施支援アドバイザー」（2011年7月から2012年12月）の活動報告書を分析し、活動の具体的な方向性を検討する。
- ③ 業務実施計画書（全体）（和文、英文）を作成しJICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。

(2) 第1次現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にカウンターパート（C/P）機関及びJICALワンダ事務所に業務実施計画書（全体）を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクトの実施状況について現状分析を行う。
- ③ NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクト実施戦略に係る改善提案を、青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所に対し行う。
- ④ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICALワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（第1次）（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(3) 第1次国内作業期間

- ① 現地業務結果報告書（第1次）をJICA経済基盤開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。
- ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の活動に対し、問合せ対応等、適宜、日本国内から支援を行う。
- ③ 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所と日本国内のICT関連産業業界団体等とのネットワーク構築を検討する。

(4) 第2次国内準備期間

- ① 業務実施計画書（第2次）（和文、英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。

(5) 第2次現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICALワンダ事務所に、業務実施計画書（第2次）（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所向けに政策立案、モニタリン

グ、評価に係るワークショップを開始する（本ワークショップをその後の派遣においても、適宜、継続的に実施を行うこと）。

- ③ NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクトの進捗管理支援、促進支援を行う。
- ④ C/P機関と共に、ICT業界標準開発に係るグッド・プラクティスを確認・分析する。
- ⑤ ICT産業振興に係る日本を含む他国との取組を把握するためのスタディツアーを計画する（2014年度に1回、2015年度に1回の計2回（C/P機関より2～3名/回）を想定）。
- ⑥ C/P機関と共に、ルワンダの科学技術系高等教育機関にイノベーションラボを設立するための計画立案を開始する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAルワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（第2次）（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

#### (6) 第2次国内作業期間

- ① 現地業務結果報告書（第2次）をJICA経済基盤開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。
- ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の活動に対し、問合せ対応等、適宜、日本国内から支援を行う。
- ③ 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所と日本国内のICT関連産業業界団体等とのネットワーク構築を支援する。

#### (7) 第3次国内準備期間

- ① 業務実施計画書（第3次）（和文、英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。

#### (8) 第3次現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICAルワンダ事務所に、業務実施計画書（第3次）（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクトの進捗管理支援、促進支援を行う。
- ③ C/P機関と共に、ルワンダICT業界標準の欠如によって最も不利益を被っているICTサブセクターを見つけ出す。
- ④ C/P機関が国際ICT業界基準運営団体とのパートナーシップを構築するための支援を行う。
- ⑤ C/P機関と共に、ルワンダICT業界に必要とされるICT業界標準案の作成を開始する。
- ⑥ ICT産業振興に係る日本を含む他国との取組を把握するためのスタディツアー（1回目）を実施する。
- ⑦ C/P機関のルワンダの科学技術系高等教育機関にイノベーションラボを設立するための計画立案を支援する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAルワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（第3次）（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

#### (9) 第3次国内作業期間

- ① 現地業務結果報告書（第3次）をJICA経済基盤開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。
  - ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の活動に対し、問合せ対応等、適宜、日本国内から支援を行う。
  - ③ 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所と日本国内のICT関連産業業界団体等とのネットワーク構築を支援する。
- (10) 第4次国内準備期間
- ① 業務実施計画書（第4次）（和文、英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。
- (11) 第4次現地派遣期間
- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICALワンダ事務所に、業務実施計画書（第4次）（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
  - ② NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクトの進捗管理支援、促進支援を行う。
  - ③ C/P機関と共に、ルワンダICT業界に必要とされるICT業界標準案を作成する。
  - ④ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業に求められる職能スキルを確認する。
  - ⑤ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けのICT研修カリキュラム作成を開始する。
  - ⑥ C/P機関のルワンダの科学技術系高等教育機関にイノベーションラボ設立を支援する。
  - ⑦ イノベーションのベストプラクティスに係るワークショップを開催する。
  - ⑧ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICALワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（第4次）（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (12) 第4次国内作業期間
- ① 現地業務結果報告書（第4次）をJICA経済基盤開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。
  - ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の活動に対し、問合せ対応等、適宜、日本国内から支援を行う。
  - ③ 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所と日本国内のICT関連産業業界団体等とのネットワーク構築を支援する。
- (13) 第5次国内準備期間
- ① 業務実施計画書（第5次）（和文、英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。
- (14) 第5次現地派遣期間
- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICALワンダ事務所に、業務実施計画書（第5次）（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
  - ② NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクトの進捗管理支援、促進支援を行う。
  - ③ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けのICT研修カリキュラムを作成する。
  - ④ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けのICT研修カリキュラムを商工会議所、業界団体、地方政府等を通じて展開する。

- ⑤ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けの情報共有Webプラットフォームの要件定義を実施する。
- ⑥ ルワンダの科学技術系高等教育機関に設立されるイノベーションラボと国際的なイノベーションラボとの知識共有パートナーシップ構築を支援する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAルワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(第5次)(英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(15) 第5次国内作業期間

- ① 現地業務結果報告書(第5次)をJICA経済基盤開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。
- ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の活動に対し、問合せ対応等、適宜、日本国内から支援を行う。
- ③ 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所と日本国内のICT関連産業業界団体等とのネットワーク構築を支援する。

(16) 第6次国内準備期間

- ① 業務実施計画書(第6次)(和文、英文)を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。

(17) 第6次現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICAルワンダ事務所に、業務実施計画書(第6次)(英文)を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクトの進捗管理支援、促進支援を行う。
- ③ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けのICT研修カリキュラムを商工会議所、業界団体、地方政府等を通じて展開する。
- ④ ルワンダの科学技術系高等教育機関に設立されるイノベーションラボと国際的なイノベーションラボとの知識共有パートナーシップ構築を支援する。
- ⑤ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けの情報共有Webプラットフォームを構築する。
- ⑥ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けに、情報共有Webプラットフォームを含むICT利活用ワークショップを開催する。
- ⑦ ICT産業振興に係る日本を含む他国との取組を把握するためのスタディツアー(2回目)を実施する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAルワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(第6次)(英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(18) 第6次国内作業期間

- ① 現地業務結果報告書(第5次)をJICA経済基盤開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。
- ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の活動に対し、問合せ対応等、適宜、日本国内から支援を行う。
- ③ 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所と日本国内のICT関連産業業界団体等とのネットワーク構築を支援する。

(19) 第7次国内準備期間

- ① 業務実施計画書（第7次）（和文、英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。

(20) 第7次現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICARルワンダ事務所に、業務実施計画書（第7次）（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② NICI3とEDPRS2のプログラム、プロジェクトの進捗管理支援、促進支援を行う。
- ③ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けのICT研修カリキュラムを商工会議所、業界団体、地方政府等を通じて展開する。
- ④ ルワンダの科学技術系高等教育機関に設立されるイノベーションラボと国際的なイノベーションラボとの知識共有パートナーシップ構築を支援する。
- ⑤ C/P機関と共に、ルワンダ中小企業向けに、情報共有Webプラットフォームを含むICT利活用ワークショップを開催する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICARルワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（第7次）（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(21) 第7次国内作業期間

- ① 現地業務結果報告書（第7次）をJICA経済基盤開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。
- ② 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所の活動に対し、問合せ対応等、適宜、日本国内から支援を行う。
- ③ 青年ICT省及び民間セクター連携ICT商工会議所と日本国内のICT関連産業業界団体等とのネットワーク構築を支援する。

(22) 第8次国内準備期間

- ① 業務実施計画書（第8次）（和文、英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明を行う。

(23) 第8次現地派遣期間

- ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICARルワンダ事務所に、業務実施計画書（第8次）（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② C/P機関と共に、これまでの支援の成果・課題を取り纏め、持続可能性を高めるための対処方針を作成する。
- ③ NICI4への提言を実施する。
- ④ 業務完了に際し、C/P機関に対し業務の成果、助言等を含む業務完了報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
- ⑤ JICARルワンダ事務所に対し業務の成果、助言等を含む業務完了報告書（英文）及び専門家業務完了報告書（和文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(24) 第8次国内作業期間

- ① 業務完了報告書（英文）及び専門家業務完了報告書（和文）をJICA経済基盤



開発部へ提出し、業務進捗状況を報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書（各派遣時について和文1部：JICA経済基盤開発部(1部)、英文4部：JICA経済基盤開発部(1部)、JICALワンダ事務所(1部)、C/P機関(2部)）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

第1次国内準備期間に全期間の業務実施計画書を提出し、第2次国内準備期間以降は、それを修正・更新したものを提出すること。

- (2) 現地業務結果報告書（各派遣時について英文4部：JICA経済基盤開発部(1部)、JICALワンダ事務所(1部)、C/P機関(2部)）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。

なお、現地渡航の際の航空券の手配にあたり受注者は、緊急時および業務実施上、経路、予約便の変更が必要となる場合の対応も考慮しつつ、航空会社が設定する正規割引運賃による航空券またはこれに類する航空券の利用を行うなど、契約金額内訳の根拠とする航空券に限らず、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めるものとする。

- (2) スタディツアー

スタディツアーに係る経費は、別途JICAより支給するため、見積書への計上は不要です。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

現地派遣期間は上記2. (3)に記載の期間を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。派遣回数についても1~2回程度の増減は可能です。

### ②現地での業務体制

本業務は単独での派遣となります。

### ③便宜供与内容

JICALワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

#### ア) 空港送迎

なし

#### イ) 宿舎手配

なし

#### ウ) 車両借上げ

必要な予算措置は行うが車両の手配は行わない

#### エ) 通訳備上

なし

#### オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じ、第1次派遣初回時アポのみ対応可能

#### カ) 執務スペースの提供

C/P機関オフィスにおける執務スペース提供あり

## (2) スタディツアーについて

スタディツアーについて、航空券や査証の手配等の受入手続きはJICAで行います。コンサルタントが行う業務としては下記を想定しております。

① 日程及びプログラムの作成

② 訪問先の手配

③ 資料の作成

④ スタディツアーへの同行

行先や具体的な日程など、スタディツアーの詳細はプロジェクト開始後に調整しますが、プロポーザルにおいてはスタディツアーに関する提案（目的、想定する渡航先、日程、成果等）を記載下さい。

### 【参考情報】

JICA専門家「国家ICT戦略・計画実施支援アドバイザー」（2011年7月から2012年12月）の活動期間においては、カウンターパートと共にケニアでのInternet Governance Forum参加やiHub（イノベーションセンター）訪問を実施した他、本邦でもJETROや本邦民間IT企業への訪問を実施している。

## (3) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA経済基盤開発部運輸交通・情報通信第二課（TEL:03-5226-8107）にて配布します。

・JICA専門家「国家ICT戦略・計画実施支援アドバイザー」（2011年7月から2012年12月）の活動報告書

## (4) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。

以上